



税理士 山本 善通 氏

Question 中小企業防災・減災投資促進税制

近年、全国各地で頻発する自然災害や、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響下で、中小企業が自然災害等への事前の備えを行う事が重要と考えています。事前対策の強化のための「中小企業防災・減災投資促進税制」があると聞きましたが、概要を教えてください。

Answer

【概要】

法人税における「中小企業防災・減災投資促進税制」とは、青色申告書を提出する中小企業者等で、中小企業等経営強化法の一定の認定を受けた同法に規定する中小企業者に該当するものが、中小企業等経営強化法の施行の日（令和元年7月16日）から令和3年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画等に記載された設備等を事業の用に供した場合、その事業年度にその取得価額の20%の特別償却ができる制度です。

このたび中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、対象設備を追加した上で、適用期限が2年間延長されることとなりました。

（対象となる資産）

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水版、制震・免震装置、防水シャッター、無停電電源装置（UPS） (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資するものを含む。)

※1 架台については、本税制の対象設備をかさ上げするために取得等をするもののみ対象となります。

※2 これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となります。

（対象者）

令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等（協同組合を含みます）

（事業継続力強化計画認定制度について）

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。計画に記載する項目の事例は以下の通りです。

- ・ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法
- ・安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順
- ・人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策
- ・訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取組 等